

# 愛知県農業水産局及び農林基盤局一般競争入札

## 地域要件設定ガイドライン

(平成20年11月1日制定)  
(平成22年6月3日一部改正)  
(平成31年4月1日一部改正)  
(令和4年4月1日一部改正)

### 1 目的

一般競争入札の執行に当たっては、地元中小企業の受注機会に配慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、入札に参加できる企業の条件を定める必要がある。

そこで、農業水産局各担当課、農林基盤局各担当課及び各地方機関が同一のルール、手順に従って適正な参加条件を設定できるよう本ガイドラインを定める。

### 2 適用範囲

本ガイドラインは、本県農業水産局及び農林基盤局が一般競争入札により契約の相手方を決定する建設工事の入札に適用する。

ただし、WTO政府調達協定対象工事の入札には適用しない。

### 3 入札参加資格要件設定手順

愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等契約業者選定要領の手順に加え、以下の地域要件を設定した場合に、入札に参加できる企業数が概ね20者以上（以下「入札参加可能企業数」という）確保できるよう競争参加資格要件を設定する。

ただし、一般競争入札の場合は、前記要領第4条第2項について、発注工事の発注基準等級の直近下位の等級を選定することはできない。（A等級の簡易な工事を除く。）

### 4 地域要件の設定

当該入札に参加できる者の地域要件を設定するときは、以下の手順で行うことを原則とする。

#### 4-1 地域要件の内容

地域要件は、競争参加資格要件に以下の項目を加えることで設定する。

「入札参加申込書を提出する主たる営業所を〇〇(〇〇には、4-2で設定する地域が入る。)に置き、当該営業所で△△工事業を営んでいること。」

#### 4-2 地域の設定方法

- ① 地域の設定の最小単位は、農林水産事務所管内(支所等はその管内)の区域を原則とする。
- ①-1 農林水産事務所管内の市町村を組み合わせた区域で入札参加可能企業数が十分に確保できる場合には、その区域を地域とすることができる。
- ② 工事を施工する農林水産事務所管内に隣接する農林水産事務所管内の区域を順次加えることにより、入札参加可能企業数が確保できる場合には、その区域を地域とすることができる。
- ③ 工種の工種及び入札予定価格から、区域を尾張地区、三河地区又は県内全域としたほうが望ましく、当該区域内で入札参加可能企業数が確保できる場合には、その区域を地域とすることができる。
- ④ 県内全域を地域としても入札参加可能企業数を確保できない場合、あるいは、実際の入札参加者数が少ないと見込まれる場合等には、地域要件を設定しない。

#### <附則>

このガイドラインは平成20年11月1日から施行する。

このガイドラインは執行状況を勘案して、必要に応じて見直しを行う。

#### <附則>

このガイドラインは平成22年6月3日から施行する。

#### <附則>

このガイドラインは平成31年4月1日から施行する。

#### <附則>

このガイドラインは令和4年4月1日から施行する。